

徳島県農業共済組合定款の一部変更について

1 変更理由

令和7年5月9日付け7経営第395号農林水産事務次官通知により、「農業共済組合模範定款例の基準」(昭和38年12月27日付け38農経B第4054号農林事務次官依命通知)の一部が改正されたことに伴い、徳島県農業共済組合定款の一部変更を行うもの。

2 変更内容

- (1) 公告の掲示方法を事務所の掲示板から組合のホームページ (<https://www.nosai-tokushima.jp/>) への掲載とするもの。
- (2) 改正刑法に基づき、令和7年6月1日から懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴う字句の変更。

3 適用期日

この定款の変更は、徳島県知事の認可のあった日から施行する。